

世界環境デーに向けて環境に関する人権専門家が声明

2019/06/03

国連人権高等弁務官事務所

6月5日の世界環境デーに向けて、人権と環境に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。世界では大気汚染により毎年700万人(約60万人が子ども)が死亡しており、世界人口の90%が汚染された空気を吸っている。きれいな空気の確保を怠ることは、健康的な環境の中で生活する権利の侵害であるだけでなく、生命・健康・福祉の権利の侵害となる。各国政府は大気質の改善のために直ちに行動し、人権義務を履行しなければならない。きれいな空気は健康的な環境の権利の中心的要素である。政府がとるべき7つの措置を挙げたい。①大気質・人権への影響の監視、②大気の汚染源の調査、③公衆衛生勧告を含む情報の公開、④大気質に関する法令・規則・基準・政策の策定、⑤地域・全国、必要な場合は周辺地域における大気質に関する行動計画の作成、⑥大気質に関する行動計画・基準の実施、⑦改善状況の評価、必要な場合は計画の強化、である。

世界環境デーに向けて危険物質に関する人権専門家が声明

2019/06/04

国連人権高等弁務官事務所

6月5日の世界環境デーに向けて、人権と危険物質・廃棄物に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。欧州に拠点を置く企業は、国内での売買が許可されていない高レベルの硫黄その他の危険物質を含む燃料をアフリカ諸国に売却・輸出し続けている。このためにアフリカでは毎年多くの死者が出ており、対策をとらなければ、さらに多くの死者と無数の健康被害が出ると予想されている。低く設定されているアフリカの環境保護基準を利用するのは、非倫理的であるだけでなく、場合によっては犯罪であるが、企業は人権への悪影響を防止・緩和する責任を顧みず輸出を繰り返している。各国政府は、企業が人権に相当な注意を払い有毒汚染がもたらす危険性を考慮するよう強制する必要がある。各国政府は、管轄内にある企業がきれいな空気を吸う権利を含むすべての人の人権を尊重するよう確保しなければならない。

人権専門家 性的指向・性自認に関するデータ収集を訴える

2019/06/12

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が6月24日に人権理事会に提示予定の報告書を公表した。内容は以下のとおり。LGBTの人々の実情に関する情報は不十分・断片的であるが、ほとんどの国では存在さえしない。国は彼らに対する高まる暴力・差別に対して公共政策等を通して適切に対処しなければならないが、多くの場合、政策担当者は現状を認識せず個人的な先入観や偏見をもったまま決定を下している。すでにLGBTのデータ収集を始め、安全・福祉・健康・教育・雇用などの把握に役立っている国もあるが、それでも高齢化・障がい・人種主義・外国人排斥などに関わるLGBTのデータは欠如している。性的指向・性自認・性的表現が犯罪とされている国では、効果的なデータ収集は不可能である。各国政府に対して、LGBTに対する暴力・差別の種類・現状・傾向・パターンを理解するために包括的なデータ収集手続を作成・実施するよう求める。

人権専門家 ILO に安全・健康的な作業環境を基本的権利と認めるよう求める

2019/06/13

国連人権高等弁務官事務所

複数の人権専門家(毒物・廃棄物、健康、食糧、極度の貧困、現代的形態の奴隷制、水・衛生に関する特別報告者、人権と多国籍企業に関する作業部会)が ILO に向けて共同声明を公表した。内容は以下のとおり。危険・健康的でない作業環境のために世界中で多くの労働者が病気や障がいに苦しみ、毎年およそ 200 万人が死亡している。安全・健康的な作業環境は 1966 年から社会権規約で規定されているにもかかわらず、ILO155 号条約では基本的原則・権利とされていない。ビジネスと人権に関する国連指導原則では労働者の健康・安全を保護する義務・責任が規定されており、政府や企業は指導原則の遵守を繰り返し表明しているが、雇用者などの中に、ILO が基本的原則・権利として認めるのを妨害しようとする者がいる。収入か健康かの選択に迫られ、搾取の対象とされている労働者を救うために、ILO が基本的原則・権利と認めることが不可欠である。

世界高齢者虐待啓発デーに向けて人権専門家が声明

2019/06/13

国連人権高等弁務官事務所

6月15日の世界高齢者虐待啓発デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を公表した。内容は以下のとおり。高齢者に対する性的虐待・レイプが議題となることは稀であるが、これは現実存在する。この問題は今なおタブーとなっており、ほとんど通報・発見されず、不可視のままである。社会の高齢化とともに問題は激増すると予想されるが、十分なデータ・統計・調査がなければ状況を推測することはかなわない。これは加害者のほとんどが家族・親族や知人であるという繊細な性格を帯びた問題であり、また、通報・発見・防止を妨げるこの問題独自の事情もある。啓発と注意が不可欠である。親族や知人だけでなく、病院や施設のスタッフも性的虐待の存在に気づかなければならない。これは彼らの任務である。認識不足への対応、通報・捜査の促進、被害者に対する支援、防止を目的とした介入のために、データと調査だけでなくさらなる教育・研修が必要である。

人権理事会開催の予定

2019/06/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 41 会期が 6 月 24 日～7 月 12 日に開催される。この会期では 24 の人権専門家・グループ・機関から提出される様々な問題に関する 100 以上の報告書が検討される。6 月 27・28 日には毎年恒例の女性の人権に関する 1 日討議が行われ、仕事の世界における女性に対する暴力、高齢女性の権利と経済的エンパワメントが取り上げられる。人権高等弁務官事務所のジェンダーに対応した気候変動対策に関する報告書が提示され、28 日にはパネルディスカッションも開かれる。また、移住女性・少女に与える移住の影響も討議される予定である。この他、国内避難民の人権保護における国内人権機関の役割、性的指向・性自認に基づく暴力などに関する報告書も討議され、7 月 11・12 日にこれらの問題について決議が行われる。人権理事会は、人権侵害に対処し勧告を行うことを主な目的に、2006 年に国連総会により設立された。47 カ国で構成され、現在は日本も理事国を務めている。

人権理事会第 41 会期開幕

2019/06/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 41 会期が開幕した。バチャレ人権高等弁務官が開会の挨拶をし、多くの国の人権侵害に懸念を示し、シリア、スリランカ、チュニジア、カメルーン、スーダン、ミャンマー、香港、ニカラグア、グアテマラ、エルサルバドル、メキシコ、フィリピン、ハイチ、リビアなどの状況を取り上げた。また、サウジアラビア、イランでの死刑執行を憂慮し、死刑の廃止・執行猶予に向けたガンビア、パレスチナ、ベニン、ブルキナファソ、マレーシア、米国カリフォルニア州の対応を称賛した。これから開催される気候変動対策と持続可能な開発に関する一連の会議にも言及し、これらの問題に適切に取り組むには原則に基づいた多国間の行動しかないことを強調し、各国に対し、すべての国連人権機関の活動を支援し、希望と尊厳に基づく世界、すべての人々の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を守る一層強固で安全な世界を支持するよう求めた。

人権理事会 性的指向に基づく暴力、裁判官の独立を討議

2019/06/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が発言し、性的指向・性自認に基づく暴力・差別啓発のためのデータの活用方法、データ収集・利用・保管に伴うリスクなどについて説明した。続いて裁判官・弁護士に関する特別報告者が発言し、裁判官・検察官のオンライン・オフラインでの表現・結社・平和的集会の自由の権利の行使に言及し、民主主義の重大な危機において裁判官には民主的秩序の回復のために発言する権利があるだけでなく、発言することは義務でもあると述べた。討議で発言者は、今なお 30 カ国以上が LGBT の人々の処罰を続けており、処罰・偏見・否定が彼らに対する暴力の危険性を増大させていると述べた。また、裁判官・検察官は職務の特異性ゆえに表現・信念・結社・集会の自由を制限されるが、制限は法律で規定され相応なものでなければならないことなどが主張された。

人権理事会 精神の健康、ハンセン病による差別を討議

2019/06/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の夜の会合では、健康の権利に関する特別報告者が発言し、精神の健康の権利を実現するために各国政府は精神の健康を促進する社会的・根本的な決定要素を尊重・保護し満たす必要があり、そのための政策・対策を講ずる際に健康の権利に関する枠組みが有用であると述べた。続いてハンセン病患者・家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者が発言し、女性はハンセン病による差別や身体の障がいを被る危険性が高いこと、2017年に150カ国からWHOに報告された新規患者数のうち約8%が15歳未満の子どもであったことなどを報告した。討議で発言者は、精神の健康のサービスに関しては単に資金投入することよりも、回復を目指した、人権・コミュニティを重視した良質なサービスを確保し、そうしたサービスは力の不均衡に対応し、すべての人々の尊厳・自立・希望を尊重し、保健制度に留まらない社会の構造にも関わることを重要であると述べた。

健康に関する専門家が精神の健康について発言

2019/06/24

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が、人権理事会への報告書提出に先立ち発言した。内容は以下のとおり。個人・家族・コミュニティ、世代間、政府と人々、国家間、人類と自然とのつながりが精神の健康には不可欠である。こうした関係は家庭・学校・職場・保健施設・社会の構造によってつくり、虐待・暴力・社会格差などの問題につながる。政府は信頼・尊重・寛容に基づく健全で前向きな関係づくりを可能にし、連帯・相互支援・信頼のための機会をつくるべきである。すなわち、コミュニティの包摂性、暴力のない環境、文化的多様性への参加を促進し、外国人排斥を撤廃し、貧困や性的多様性の処罰を止めなければならないということである。親子の関係改善のための家庭への支援も必要である。また、子どもの施設収容を撤廃し、いじめの問題に取り組み、非暴力的関係に重点を置き、過剰な医療をしない現代的な公衆衛生を通じてうつ病や自殺を防止するようあらためて求める。

人権理事会 高等弁務官の報告書を討議

2019/06/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権高等弁務官の最新の報告書について討議が行われた。発言者から、武力紛争・人道危機に解決の兆しがみられないこと、文化の違いを尊重しつつすべての権利を重視する必要があること、人権問題の政治化、ダブルスタンダードを回避しなければならないことなどが主張された。また、貧困・低開発の議論では人権を中央に置くこと、人権問題の兆候が認められた場合には国連憲章に沿って速やかに行動することが求められた。デジタル技術はすべての分野に影響を与え、プライバシーの侵害、誤情報の拡散、サイバー攻撃によるインフラへの侵入など新たな深刻な懸念を引き起こしていることが指摘された。この他にも、適正手続を欠いたテロ関連の裁判、国家政策の追及における超法規的処刑・警察などによる殺人、マイノリティの恣意的抑留、移住者と連帯した者の処罰、移住者の子どもの抑留などに強い懸念が示された。

人権理事会 移住者、国際連帯を討議

2019/06/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、移住者の人権に関する特別報告者が発言し、女性・少女の人権に与える移住の影響を取り上げ、女性は移住の過程でジェンダー差別・虐待・暴力を受けることが多く、政府は移住女性・少女の現状を理解し、ジェンダーに対応した移住関連法・政策・計画を策定・実施する責任があると述べた。人権と国際連帯に関する独立専門家も発言し、非正規移住者・難民に対する人道支援を処罰・抑圧することは彼らの人権を侵害し、国際法に反するとし、移住者に対して人道支援を行う個人・集団を密入国対策法に基づいて処罰すべきではないと述べた。討議で発言者は、すべての人々の安全と尊厳を促進する安全・合法・人道的で秩序ある移住プロセスは移住の潜在的可能性を活用するのに不可欠であると述べた。また、非正規移住者との連帯に対して処罰・抑圧が続いていることに懸念が示された。

人権専門家が気候変動に関する報告書を公表

2019/06/25

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が報告書を公表した。内容は以下のとおり。気候変動は貧困者に最も大きな影響を与え、民主主義と人権も脅かす。仮に気候変動に関する現在の目標が達成されたとしても、数千万人が貧困化し、広い範囲で移住と飢餓が生じるであろう。気候変動は過去 50 年間の開発・健康・貧困削減の進展を帳消しにし、2030 年までにさらに 1 億 2000 万人を貧困状態におくことになるであろう。最も影響を受けるのは貧しい国や地域、貧しい人々が生活し働く場所である。気候変動がもたらす危害への最善の対応策は確固とした社会的セーフティーネットである。現在の危機的状況に対応するのを機に、政府はこれまで無視し見過ごしてきた社会保障、食糧、保健、シェルター、ディーセント・ワークへのアクセスなど経済的・社会的権利を実現すべきである。気候変動に関する警鐘が続く中、まずは変更すべき必要な点を検討すべきである。

監視技術の売買等の一時停止を求める報告書

2019/06/25

国連人権高等弁務官事務所

意見・表現の自由に関する特別報告者が人権理事会に提出する報告書を公表した。内容は以下のとおり。人権に対応した枠組みが実施されるまで、監視技術の売買・移転・利用を即時に一時停止することを求める。監視技術は、プライバシー・表現・集会・結社・宗教的信念・無差別・公的参加などの人権を侵害する可能性があるが、効果的な世界的・国内的管理がなされていない。実際に政府などはジャーナリスト・政治家・国連調査官・人権支持者を監視するために、コンピューターへの侵入、携帯機器のハッキング、顔認証システムなど高度な監視機器を用いている。各国に対して、個人を違法な監視から守るために国際人権法に従って国内的な保護制度を採用するよう求めたい。特に、監視テクノロジーの承認・管理のための公的制度、輸出管理の強化、救済のための法的措置が必要である。監視技術に関わる企業もまた、人権責任を果たすことが必要である。

生物多様性の保護を求める共同声明

2019/06/25

国連人権高等弁務官事務所

生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)の報告書が公表されたのを受けて、環境・食糧・安全な飲み水・先住民族・有害物質に関する特別報告者、多国籍企業に関する作業部会が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。報告書は100万以上の種が絶滅の危機にあることを示しており、健全な環境がなければ人類も生命・健康・食糧・安全な飲み水の基本的な人権を享受できないことを思い起こさせる。世界的な生物多様性の喪失は今後数十年に渡り幅広い人権に破壊的影響をもたらす続けるであろう。生物多様性の保護を怠ることは、健全な環境の権利の侵害となりうる。各国政府は生物多様性喪失の原因に取り組むことに合意しているが、今こそ緊急の行動を取り、生物多様性と健全な生態系に依存するすべての人権を守るために、法的・制度的枠組みを実施することが必要である。

拷問の犠牲者を支援する国際デーに向けて共同声明

2019/06/25

国連人権高等弁務官事務所

6月26日の拷問犠牲者を支援する国際デーに向けて、拷問防止小委員会、拷問禁止委員会、拷問に関する特別報告者、拷問犠牲者支援基金が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。拷問の身体的・精神的兆候の適時の発見・報告は、捜査・起訴に必要な証拠を確保し、裁判で正当な判決を得る上で不可欠である。捜査の基準を含むイスタンブール議定書を継続的に適用することが極めて重要である。議定書は医療・法律その他の専門家の指針にもなり、傷が見えない場合を含めた拷問の発見の仕方、トラウマを抱えるサバイバーとの面接の仕方など、実地的な指針を規定している。これによって犠牲者の早期発見、トラウマの報告、ニーズの評価が促進され、保健関係者・ソーシャルワーカー・法律専門家などによる迅速かつ個別のケアが可能になる。こうした総合的サービスが犠牲者の社会復帰や活躍を助けるのであり、また、議定書の効果的実施は拷問の防止にもなる。